

2022年度 第2回 理事会議事録



1. 招集年月日 2022年5月27日
2. 開催日時及び場所 2022年7月15日 理事会 16:00～16:40
掛川電気会館 2F 会議室
3. 理事の数及び出席理事の数
理事 7名 出席理事 7名
4. 出席理事の氏名
(理事長)松田良克、(副理事長)鈴木基文
(理事)松浦喜芳、二俣寿巳、阿形正好、寺田吉隆、横井計昭
5. 出席監事の氏名
無し
6. その他の出席者氏名
事務長 水野智義
7. 議長の氏名
松田良克(理事長)
8. 議決事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
■全ての議案は出席理事の全員賛成多数決議により、原案通りに可決承認された

会議の前に、掛川支部青年部の新支部長の(尙)松永電工の松永充功さんより今年度方針の説明があった。
定款の規程により松田理事長が挨拶の後、議長席について開会する旨を述べて議事に入った。
議長は、先ず、事務長に会議の進行を委任した。
これにより、事務長は事前資料レジュメに沿って会議の開始をした。

■議題審議

第1号議案:総会における収支報告について (連絡)

【別紙1】

6月10日(金)に開催した総会の収支報告を別紙1により、ご報告致します。

第2号議案:県工組総代会における表彰について (連絡)

▶先日の5月27日に開催された県工組の総代会において、私達の掛川電気工業協同組合から組合功労者5事業所5名の方が表彰されました。
会員全員に配布した県工組の総代会資料をご確認願います。

第3号議案:登記について (連絡)

▶総会における承認可決議案に対して、6月16日(木)に法律上の登記証明事項を完了しました。
小柳津司法事務所にて登記し、支払費用は12,035円でした。
登記事項は出資総額変更4,949万円の件

第4号議案:総会後の届出について (連絡)

- 6月21日(火)に掛川市役所、静岡県中小企業団体中央会に総会後の届出をし、受理されました。掛川市役所が承認して完了しました。
- 中央会は事業報告、決算報告は全て承認されました…最終は経済産業省で保管

第5号議案:2021年度の脱退者への返金について (連絡)

- 脱退3事業所への出資返金は7月15日(金)に支払を完了しました……支払総額 147万円

第6号議案:来年度(2023年度)の総会について (報告)

- 日時 2023年6月9日(金) 15:00～ 通常総会後に㈱センター一定時株主総会 16:00～
懇親会 17:00～
- 場所 掛川グランドホテル

第7号議案:ホームページ掲載情報発信…会員専用パスワード kaka でログイン (報告)

- 本日の理事会以外の内容はホームページに掲載していますので、ご閲覧願います。
- 会員の皆様に理事の方は適切に情報連絡をお願いします。
- 5月…16件数
- 6月…15件数

第8号議案:静岡県中小企業団体中央会の年会費支払いについて (連絡)

- 支払会費 94,700円
- 支払期日 9月末日

第9号議案:各種委員会の報告について (報告)

- 委員会(事業・福利厚生委員会、技能認定委員会)の議事録をホームページに掲載しましたので、確認いただき情報共有をお願い致します。

第10号議案:金鵒の会の年会費支払いについて (連絡)

- 8月31日(水)に振込みますので、承認をお願いします。
- 宮澤博行 議員の政治活動を支援する事が目的(きんしの会)
- 支払金額…25,000円

第11号議案:第2種電気工事士(技能)事前講習会について (連絡)

- 7月9日(土)、10日(日)、11日(月)の3日間の予定をしていましたが、講師の(有)中村電気設備の中村修さんと松永青年部支部長と協議の結果、新型コロナウイルスの影響により、今年度も中止と致しました。

第12号議案:立ち入り調査と電気用品使用状況調査事業について (連絡)

- 以下の内容について、阿形理事が実施する事に理事会決定しました。
- 御前崎市と契約を7月末に締結するにあたり、今年度の調査員を誰にするか?(複数、可)
- 前年度はエリア限定という事で、南部BLの㈱阿形電気の阿形理事が一人で8件をスピーディーに実施していただきました。
- 今年度も同様をお願いをしたいと思います、議論を宜しくお願い致します。
- また、県工組からも今年度も立入調査業務が依頼されます…各理事に均等割りをお願いしたいと思います。

第 13 号議案:点検技術員身分証明書の更新・講習会の開催について (連絡)

8月26日(金)15:30~16:30の1時間として、換気、手指の消毒、検温実施の上掛川電気会館にて実施予定をします…対象者の7名にご案内通知を送付致します
講師…(一財)中部電気保安協会掛川営業所 山口所長
県工組からの通達により昨年度は新型コロナウイルスの影響により延長免除となりましたが、今年度は実施する予定です。

第 14 号議案:青年部との意見交換について (連絡)

理事会において青年部との意見交換が重要であると決議しました。
開催時期は新型コロナウイルスの感染症の状況が良くなったら実施致します。
青年部支部長に個別策定テーマを申請してもらい、理事会承認が得られれば活動して青年部へ報酬補助金を支払う。

第 15 号議案:経営講習会及び全体忘年会について (報告)

事業・福利厚生委員会の決議により標題の経営講習会の内容を決定しました…(昨年延期した内容)

▶ テーマ…【リモート会議システム講習会 (Web 会議)】

昨今のコロナ渦社会情勢に合わせ業者間の打ち合わせや組合の理事会を含めた団体組織などにおいて集会をなくし、非接触型会議の必要性を説明して、パソコン、スマートフォンを活用した会議の講習会を実演する。
また、コロナ渦による社会の変化で私達の業界がどのように対応すべきかを講演会形式で議論する。
実施時期や費用については鈴木委員長が最終決議を致します。
また、参加人数が少ない場合やタイミングが悪い場合は中止致します。

- ▶ 毎年実施していました、全体忘年会は新型コロナウイルス感染が良くなった場合や政府による安全宣言が出た場合に大宴会を実施する…
計画の予定日は12月3日(土)17:00~ 掛川グランドホテル 3F 宴会場
大忘年会が延期されたら通常のパーティーとして親睦を図る為に後日に実施する。
費用は無料として、組合及び㈱センターで負担する。

第 16 号議案:規定における弔慰の変更について (検討)

【別紙2】

規定3の弔慰の変更を事務長提案いたします。
現状(ロ)~(ハ)の香料2万円を3万円に変更する。
生花の支払い金額2017年…12,500円→2022年は16,500円に物価が上がり香料2万円から生花代金を差し引いた残金を実質3,500円と少なくなっている為。
▶ 結論として、(イ)~(ハ)までは、生花は事務局が発注して支払いまで実施する。
また、香料は別途2万円、1万円を支給す事で決定した。
金額はブロック会での議論を経て理事会決議とする。

第 17 号議案:無資格の消費者による電気工事の防止について (連絡)

【別紙3】

全日連からの通達が県工組経由にて標題についてありましたので別紙にてご確認願います。
DIYの2店舗の調査は事務長が実施して報告書を提出いたしますので、ご承知おき下さい。

上記のとおり議事の顛末を記録し、ホームページに掲載する。
出席理事全員が記名捺印後、原紙は事務長が保管する事とする。

2022年7月15日

議長理事	松	田	良	克	印
理事	鈴	木	基	文	印
理事	松	浦	喜	芳	印
理事	二	俣	寿	巳	印
理事	阿	形	正	好	印
理事	寺	田	吉	隆	印
理事	横	井	計	昭	印

<次回の理事会開催日>…会議通知は発行しませんので、個人スケジュールに記入願います。
変更がある場合には、パソコンメールにて連絡をします。

2022年9月9(金) 16:00~17:00 掛川電気会館にて

<次回のブロック会開催日>

掛川ブロック	2022年7月19日
菊川ブロック	2022年7月 日
南部ブロック	2022年8月25日
袋井ブロック	2022年7月22日
森・山梨ブロック	2022年7月26日
磐田ブロック	2022年7月 日

2022 年度

【第 2 回 理事会資料】

2022.7.15

掛川電気工業協同組合

総会費用収支報告書

～掛川電気工業協同組合～



摘 要	予算	実績	差額	備 考
総会資料印刷代	58,050	56,727	1,323	
掛川グランドホテルへ	73,650	0	73,650	
〔 室料 (折半)	27,000	0	27,000	
看板代 (折半)	16,200	0	16,200	
式次第 (折半)	5,400	0	5,400	
食事 (昼食) 代 (折半)	15,120	0	15,120	
胸章代 (2個)	1,080	0	1,080	
〔 お茶代 (折半)	8,850	0	8,850	
来賓用手土産	0	0	0	
懇親会会員会費全額負担	0	0	0	
懇親会不足額	0	0	0	
懇親会事務局会費半額負担	0	0	0	
その他	3,300	0	3,300	
合 計	135,000	56,727	78,273	



(弔慰)

- イ. 組合員が死亡した時
弔慰金と供花代で 30,000円
- ロ. 配偶者並びに父母が死亡した時
弔慰金と供花代で 20,000円
- ハ. 組合員の子供が死亡した時で次のいずれかに該当する場合

組合員と同居の子供 組合員の電気工事業を継承する者	}
------------------------------	---

 弔慰金と供花代で 20,000円

二. その他の場合並びに役員等組合に功労のあった人の場合は理事会で別に決める。

(見舞)

- イ. 組合員が負傷又は疾病のため引続き1ヶ月以上休養したとき10,000円
- ロ. 組合員が天災・地変その他の災害に罹ったときその程度に応じて理事会で決める。

4. 組合費等滞納に関する規定

- イ. 3ヶ月を経過した場合（2ヶ月経過後勧告するも整理出来ない時）
任意加入の中部電力(株)持株会へ加入している場合は、休止させる。
- ロ. 6ヶ月を経過した場合（3ヶ月、5ヶ月経過後勧告するも整理出来ない時）
任意加入の組合の取り扱う各種保険、共済へ加入している場合は、脱退させる。
- ハ. 10ヶ月を経過した場合（7ヶ月、9ヶ月経過後勧告するも整理出来ない時、）
面会の上脱会を勧告
- 二. 1年を経過した場合（10ヶ月経過後勧告するも整理出来ない時）
定款13条に基づき除名する。

5. その他

- イ. 本組合員は他人に名義を貸与してはならない。
- ロ. 本組合員は他の組合員を使用又は雇用する場合は、その店主の同意書を必要とす。
- ハ. 本組合員は他の工事者に対し迷惑を及ぼす行為をしてはならない。万一それがため経済的に損害を蒙った場合当事者の申出により、組合は之を調査し不当と認めたときは被害者に対して損害を弁償せしむるものとする。
- ニ. 定款13条に定めるもののほか、組合員が資格を喪失したときは、除名する。但し、出資持分は全額払い戻すものとする。

令和3年7月14日

一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会
会長 稲葉 敏幸 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課電気保安室長 古郡 靖

無資格の消費者等による電気工事の防止について（協力依頼）

日頃、電気保安行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、一般用電気工作物又は自家用電気工作物の設置や変更の工事を行う場合は、電気工事士法に基づく電気工事士の資格が必要です（ただし、同法施行令第1条に規定される「軽微な工事」や同法施行規則第1条の2に規定される「自家用電気工作物から除かれる電気工作物」に係る工事、第2条に規定される「軽微な作業」は除かれます。）。

しかしながら、近年、インターネットやテレビ番組等を通じて、電気工事に関するDIY情報が普及し、消費者等から、自宅等におけるコンセントの取替え等の電気工事を自ら行ってよいか、との問合せが頻繁にあるほか、電気工事業者等からも、無資格者（消費者等）による電気工事を発見した旨の通報が寄せられているところ です。

このように、電気工事士の資格を持たない消費者等による違法な電気工事が横行することとなれば、電気工事の欠陥、ひいてはこれに伴う漏電等による火災や感電等の発生につながる懸念が懸念されます。

貴協会におかれましては、会員各位に対し、別添協力依頼文を送付・御説明いただき、会員各位の法令の理解向上を促していただくとともに、電気用品販売時における消費者等への注意喚起に御協力いただけるよう、会員各位への周知をよろしくお願い申し上げます。

以上

全日電工連発第72号

全日政連発 第6号

2022 (R4) 年7月4日

都道府県電気工事(業)工業組合 理事長 様
都道府県電気工事政治連盟 会長 様



全日本電気工事業工業組合連合会
全日電工連政治連盟
会長 米沢 寛
全日本電気工事業工業組合連合会
総務・財政委員会
委員長 高野 憲一郎
全日電工連政治連盟
幹事長 藤沢 一三

第4回電気工事議員連盟総会「要望事項」に係る調査お願いについて

6月13日第4回電気工事議員連盟総会には、議連会員議員・関係行政（経産省・国交省・環境省・厚労省・文科省・中企庁・エネ庁）・当会役員出席が出席のもと開催されました。総会において当会から15項目の要望実現をお願い致したところです。（本年2月開催 第12回通常総会承認事項）

つきましては、下記の要望実現に向け実態調査を行いその結果を提示することにより実現の加速を図りたいと考えておりますので、御多忙のところ恐縮ですが実態調査にご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査お願い事項

添付の経産省配布ポスターの掲示実態調査

2. 調査目的

第3回議連総会時の要望に対応し、添付「無資格の消費者等による電気工事の防止について（協力要請）」が一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会会長・会員あて発出されております。特に店内掲示ポスターおよびレジ廻り掲示ポスターの掲示実態を調査し、最終的には関係法令改正の要望実現に繋がたくご協力をお願いするものです。

★（御参考）一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 会員社一覧
下記、サイトよりご確認願います。

<https://www.diy.or.jp/i-information/for-members/members/members.html>

3. 回答お願い期限

調査回答書にご記入の上、9月末日までにご返送願います。

（なお、管轄エリアのDIY店全店舗を調査していただく必要はありませんが、可能な限り、調査地区の集中を避け10店舗程度の調査をお願いいたします。）

御参考資料

1. 令和3年7月14日付け経産省からのDIY協会向け要請文書および、
ポスター2種
2. 第4回議連での当会からの要請文書（関係個所抜粋）

3. 無資格者に対する資材販売時の免状提示ならびに法改正について

2017年29保電安第34号・R3年7月14日電気保安室長名で、DIY協会あて「消費者等による資格者工事防止についての協力依頼が発出され、販売店レジにポスター掲示の指導もなされておりますが、現状有名無実の状態であり、無資格者施工が実態となっております。

下記の通り、電気用品安全法第27条3項を新設追記することを願う。

三 特定電気用品を販売する場合は、電気工事士法に定める第一種電気士免状又は、第二種電気工事士法免状・認定電気工事認定講習修了証の提示がある場合に限る。

以上